

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文
 ○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）（抄）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定新規中小企業者の確認）</p> <p>第四条 新規中小企業者は、前条各号に掲げる要件に該当することについて、当該新規中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事（以下単に「都道府県知事」という。）の確認を受けることができる。</p> <p>2 前項の確認を受けようとする新規中小企業者は、様式第一による申請書一通を都道府県知事に提出するものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 都道府県知事は、第二項の規定による提出を受けたときは、その内容を確認し、当該提出を受けた日から、原則として一月以内に、申請者である第二項の新規中小企業者に対して、様式第二による確認書を交付するものとする。</p> <p>5 都道府県知事は、前項の確認をしないときは、申請者である第二項の新規中小企業者に対して、様式第三によりその旨を通知するものとする。</p> <p>6 都道府県知事は、第四項の確認書を交付したときは、同項の確認書の交付を受けた特定新規中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項をインターネットの利用その他の方法により公表することができる。</p>	<p>（特定新規中小企業者の確認）</p> <p>第四条 新規中小企業者は、前条各号に掲げる要件に該当することについて、経済産業大臣の確認を受けることができる。</p> <p>2 前項の確認を受けようとする新規中小企業者は、様式第一による申請書一通を経済産業大臣に提出するものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 経済産業大臣は、第二項の規定による提出を受けたときは、その内容を確認し、当該提出を受けた日から、原則として一月以内に、申請者である第二項の新規中小企業者に対して、様式第二による確認書を交付するものとする。</p> <p>5 経済産業大臣は、前項の確認をしないときは、申請者である第二項の新規中小企業者に対して、様式第三によりその旨を通知するものとする。</p> <p>6 経済産業大臣は、第四項の確認書を交付したときは、第四項の確認書の交付を受けた特定新規中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項をインターネットの利用その他の方法により公表することができる。</p>

きる。

7 経済産業大臣は、特定新規中小企業者の資金調達の円滑な実施に関して必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第四項の確認書の交付を受けた特定新規中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認めらるる事項に関する情報を求めることができる。

8 経済産業大臣は、前項の都道府県知事から情報の提供を受けたときは、第四項の確認書の交付を受けた特定新規中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認めらるる事項をインターネットの利用その他の方法により速やかに公表するものとする。

第四条の二 新規中小企業者は、前条第一項の確認に加え、次のいずれかに該当することについて、都道府県知事の確認を受けることができる。

この場合においては、前条第二項の様式第一による申請書に代えて、様式第一の二による申請書を都道府県知事に提出するものとする。

一・二 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、第一項の確認をしないときは、同項の確認の申請の日から、原則として一月以内に、申請者である第一項の新規中小企業者に対して、様式第三の二によりその旨を通知するものとする。

(特定新規中小企業者に係る株式の払込みの確認)

第五条 法第八条の規定による確認を受けようとする法第七条に規定する特定新規中小企業者は、その発行する株式を払込みにより取得した個人

できる。

(新設)

(新設)

第四条の二 新規中小企業者は、前条第一項の確認に加え、次のいずれかに該当することについて、経済産業大臣の確認を受けることができる。

この場合においては、前条第二項の様式第一による申請書に代えて、様式第一の二による申請書を経済産業大臣に提出するものとする。

一・二 (略)

2 (略)

3 経済産業大臣は、第一項の確認をしないときは、同項の確認の申請の日から、原則として一月以内に、申請者である第一項の新規中小企業者に対して、様式第三の二によりその旨を通知するものとする。

(特定新規中小企業者に係る株式の払込みの確認)

第五条 法第八条の規定による確認を受けようとする法第七条に規定する特定新規中小企業者は、その発行する株式を払込みにより取得した個人

ごと（第四条第一項の確認を受けた特定新規中小企業者が、その発行する株式の払込みの期日又はその期間を複数回定めた場合にあっては、個人及び当該期日又は当該期間ごと）に、様式第四による申請書一通を都道府県知事に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 当該特定新規中小企業者（第四条第一項の確認を受けていないもの及び同項の確認を受けた後にその主たる事務所を他の都道府県に移転したものに限り。以下この号において同じ。）が法第七条に規定する要件に該当することを証する書類として次に掲げる書類

イ〜リ （略）

二 当該特定新規中小企業者（前条第一項の確認を受けたもの（同項の確認を受けた後にその主たる事務所を他の都道府県に移転していないものに限る。）に限り。）が法第七条に規定する要件に該当することを証する書類として次に掲げる書類

イ〜ハ （略）

三 （略）

3 （略）

4 都道府県知事は、第一項の規定による提出を受けたときは、その内容を確認し、当該提出を受けた日から、原則として一月以内に、申請者である第一項の特定新規中小企業者に対して、同項の個人ごとに様式第七による確認書を交付するものとする。

5 都道府県知事は、前項の確認をしないときは、申請者である第一項の特定新規中小企業者に対して、同項の個人ごとに様式第八によりその旨

ごと（第四条第一項の確認を受けた特定新規中小企業者が、その発行する株式の払込みの期日又はその期間を複数回定めた場合にあっては、個人及び当該期日又は当該期間ごと）に、様式第四による申請書一通を経済産業大臣に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 当該特定新規中小企業者（第四条第一項の確認を受けていないものに限る。以下この号において同じ。）が法第七条に規定する要件に該当することを証する書類として次に掲げる書類

イ〜リ （略）

二 当該特定新規中小企業者（前条第一項の確認を受けた者に限り。）が法第七条に規定する要件に該当することを証する書類として次に掲げる書類

イ〜ハ （略）

三 （略）

3 （略）

4 経済産業大臣は、第一項の規定による提出を受けたときは、その内容を確認し、当該提出を受けた日から、原則として一月以内に、申請者である第一項の特定新規中小企業者に対して、同項の個人ごとに様式第七による確認書を交付するものとする。

5 経済産業大臣は、前項の確認をしないときは、申請者である第一項の特定新規中小企業者に対して、同項の個人ごとに様式第八によりその旨

を通知するものとする。

第五条の二 特定新規中小企業者（第四条の二第一項の確認を受けていないものに限る。）は、前条第一項の確認に加え、第四条の二第一項各号のいずれかに該当することについて、都道府県知事の確認を受けることができる。この場合においては、前条第一項の様式第四による申請書に代えて、様式第四の二による申請書を都道府県知事に提出するものとする。

2
(略)

を通知するものとする。

第五条の二 特定新規中小企業者（第四条の二第一項の確認を受けていないものに限る。）は、前条第一項の確認に加え、第四条の二第一項各号のいずれかに該当することについて、経済産業大臣の確認を受けることができる。この場合においては、前条第一項の様式第四による申請書に代えて、様式第四の二による申請書を経済産業大臣に提出するものとする。

2
(略)